



2011年
(平成23年)

津山警察署管内防犯連合会・津山警察署
TEL(0868)25-0110 / FAX(0868)25-0149

11月1日発行

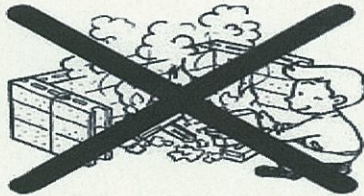
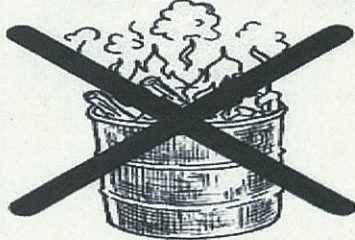
「ゴミの野焼き」は法律違反です

廃棄物を屋外で焼却する行為（ゴミの野焼き）は、廃棄物の処理および清掃に関する法律により、下記以外の場合は、不法投棄と同様に禁止され処罰の対象となっています。

- 管理者による河川敷の草焼き・道路側の草焼き・海岸への漂着物等の焼却
- 災害時の応急対策・火災予防訓練・凍霜害防止のための稲わら焼却
- とんど焼き（しめ縄・門松等を焚く行事）・塔婆の供養焼却
- 焼き畑・畔の草および下枝の焼却・漁網にかかったゴミの焼却など
- 落ち葉焚き・たき火・キャンプファイヤー
- その他煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却

地面で直に焼却する場合だけでなく、ドラム缶での焼却、ブロックを囲んでの焼却、穴を掘っての焼却、構造基準に適合していない家庭用小型焼却炉での焼却は、いずれも「野焼き」と同じことで、ゴミの不法な処分方法なのです。

生活ゴミを自宅の庭先で焼く場合でも法律に違反することになります。



罰則

5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金（またはこの併科）が科せられます。
法人にあっては1億円以下の罰金。未遂行為も対象 【平成16年5月18日施行】

家庭から出る生活ゴミは 決められた日に 指定の場所に分別して出して下さい

安易に物を燃やすことは、消防関係法令、軽犯罪法、場合によっては失火の罪に問われることもありますし、燃やした物の種類によっては、その煙や燃え殻（灰）にダイオキシン類が大量に含まれている場合もあり、地域の生活環境と家族や近隣の方、特に子ども達の健康を害する行為をしたこととなります。

ダイオキシン類は毒性が非常に強く、また分解されにくい為、長期間地面や動植物にとどまることから、場合によっては、燃やした者の責任として土壌などの検査や適正に処理する必要が生じ、その費用だけでも莫大な金額を要することにもなります。

